

進む山間地の基盤整備

富津内地区 農林漁業特別開発事業ほぼ完成 一土地基盤整備一



御蔵下部落附近の整備されたたんぼ

富津内地区落合 なる。

この三部落とも山間地特有の段 勝乙、台御蔵下で たる。昨年から本町 々の田んぼを持ち、機械化された 総合開発計画の 現在でも非常な不便をかこつてき 一環にとりあげら た。特に落合部落の黒土は地形の 起伏が大きく勾配の方向が複雑で 整備を、農林漁業 落差が平均五ヵ位あった。 特別開発事業で通 この基盤整備によって確決をき 年施行してきたが わめた農作業も網の目のように張 る。このほど殆んど完 りめぐらした農道のもとに合理的 成の域に達した。 な農作業に切り替える事ができる 事業量は約十九 ので、関係者の喜びもひとしおで 二百四十七万円であ ます。

この基盤整備によって確決をき 町で公民館では一昨年から高 齢者を対象に、相互視察を深めな がら生活意欲を高めてもらうため に率浦大学を開設しているが、受 講生の出席率はきわめて高く八五 %を越える盛況をみている。

来る二月十七日午後一時から五 時

から、大幅な生産調整、生産者米 価の据置などきびしい情勢のなか で、通年施行に取り組んだ関係者 の勇氣と決断は、今後も農業に生 きる。

昭和四十六年度

「率浦大学」卒業式

二月十七日五時

城目町公民館において昭和 四十六年度の卒業式を行つて 民謡研究家として知られて いる大島清成氏を招き、 どうあればよいか」と題し て記念講演を行う。

公民館では大学生の全員参加を 呼びかけている。

所得税の確定申告が始まる

所得税は、一年間の所得と税額 とを納税者自身が計算して確定申 告をし、納税することとをたてま え としており、その期間は二月十六 日から三月十五日までとなつてい ます。

商業、農業などの事業所得者 や、医師、弁士などの自由業の人の ほかに、給与所得者でも、給与以 外に十万円以上の所得のある人な どは確定申告が必要であ る。また、税金の還付を受けるこ とのできる人も、確定申告が必要で す。

確定申告書提出した人は、個人 事業税、住民税の申告を提出す る必要はありません。

贈与税の申告は早めに

昨年一年間にももらった土地や家 屋、有価証券などの財産は、贈与税 が四十四万六千円以下で、贈与税 が四十四万六千円以下で、贈与税 の合計額が四十四万六千円以下で、 同居人から前年または前々年に二

里の話

11

旧馬川考

館岡 斌 郎

久保村は梨の木台から下流下 川原、上川原一帯が住古山際ま で湯原地帯で集落はその上に形 成されたようである。全村一圓 姓の血縁村である。その祖は渡 辺家であるといわれ、渡辺祐成 は久保から樋口に移つて馬川村 長を務めていた。一圓氏の紋章 は渡辺の紋章が多い。

秋田家分限調(天正年間)に よれば三百八十三石余とある。

近年行内馬川の開墾から土 節期、須臾器の破片が多数複合 して出土しているから東台地に 古い集落のあったことが想像さ れる。

同部落の自性院は山内通寺 の末寺で禪宗である。開山は円 通寺四世寛文三年一六六三死去 の後天保年間大火のため焼 失二十二代光順和尚が再建して いる。境内阿弥陀堂は宝永四年 村民一同の創建と社寺明細帳に 記されている。

村内神社は神明社、八幡社、 新山神社があるけれども何れも 馬川神社に合祀されている。

久保金屋に記されているが天正二 年久保に來ているとある。銚 鐘など造つて五城目銅市と鍛冶 の基礎をつくつたらしいとも 遺跡がある。館越村は殆んどが 十万円をこえる財産をもつた場 合にも、贈与税がかかります。

贈与税は、親と子、夫と妻など の親族の間で行なわれることが多

いので、忘れがちです。 贈与税の申告と納税は、二月一 日から三月十五日までになつて います。

住民税の申告相談について

税務課長

住民税・所得税申告相談日程

町税については、日頃何かと御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて昭和47年度の住民税については、下記のとおり申告相談を受付けますから、関係資料御持参の上、お忘れなく申告して下さい。

記

◎ 申告しなければならぬ方

- 1、昭和47年1月1日現在満20才以上の方で、前年中に所得のあった方。
(ただし自己勤労による所得が10万円以下、その他の所得5万円以下の控除対象配偶者、扶養親族は必要ありません。)
- 2、給与支払報告書を提出された者でも、他に所得のあった場合。
- 3、国民健康保険に加入している方。

◎ 申告しなくともよい方

- 1、前年中所得のなかった方。
- 2、給与所得のみで勤務先から給与支払報告書が提出された方。
- 3、生活保護法により生活保護を受けている方。

◎ 持参する資料

- 1、収支に関する帳簿等
- 2、健康保険証
- 3、生命保険料の掛金の証明書または受領書
- 4、医療費の証明書または受領書
- 5、別紙住民税申告参考資料(4ページにあります)
- 6、印かん
- 7、その他参考となるもの

※住民税の申告書用紙は役場税務課の窓口にありますのでご利用下さい。

月日	曜日	地区	町内部落名	世帯数	申告会場
2.3	木	五城目	広ヶ野、希望ヶ丘、田町今、御蔵町	339	役場第2会議室
4	金	〃	小池町、川原町、新町、古川町、長町、仲町	356	〃
5	土	〃	紀久栄町、畑町	271	〃
7	月	全町	事業税	50	〃
8	火	〃	〃	50	〃
9	水	五城目	一番町、米沢町、築地町、矢場崎、館町	341	〃
10	木	〃	中川原、岩城町、昭辰町、雀館	344	〃
12	土	〃	樋口、久保	53	〃
14	月	〃	館越、高崎、上樋口	146	〃
15	火	面湯	岡本	136	森山公民館
16	水	内川	浅見内、小川口	171	農協内川支所
17	木	大川を除く全	所得税(農業者分)	65	役場第一会議室
18	金	大川	〃(農業者分)	65	大川出張所
21	月	全町	贈与25 譲渡5	30	役場第一会議室
22	火	全町	譲渡	〃	〃
		面湯	野田、浦横町	103	森山公民館
23	木	全町	譲渡	〃	役場第一会議室
		馬場目	杉沢、合地、恋地、坊井地	179	杉沢公民館
24	木	〃	帝釈寺、門前、寺庭、中村	167	農協馬場目支所
25	金	〃	町村、蓬内台、小野台、水沢、平ノ下	183	〃
28	月	富津内	落合、高千、北々口	149	落合公民館
29	火	〃	富田、八田、台、御蔵下	155	農協富津内支所
3.1	水	〃	下山内、上山内、脇乙	160	〃
2	木	全町	営業所17 譲渡10 山林15 贈与15	42	役場第二会議室
3	金	内川	湯ノ又、小倉、黒土	198	農協内川支所
6	月	大川	一、二、三区	189	大川出張所
7	火	〃	四区、石崎、谷地中	126	〃
8	水	〃	下樋口、西野	108	〃

所得税の確定申告者、個人事業税申告者は

住民税の申告をする必要はありません

(但し事業申告書を財務事務所へ直送した方は住民税の所得控除の申告を役場税務課にして下さい。)

◎ 所得税、事業税の申告者にはハガキ等で日時を連絡しますからその日において下さい。

昭和四十六年度

巡回親子体力づくり

秋大茂泉先生らを迎えて

①趣旨 親子を対象に日常生活での体力づくりの実践活動を普及推進するために総合的な啓発指導を行う。

②主催 五城目町体育指導委員会

③後援 五城目町教育委員会

④主管 五城目町公民館

⑤期日及び会場

一月二七日 杉沢小学校

一月二八日 五城目幼稚園

二月一日 富津内小学校

二月七日 内川小学校

二月九日 馬場目小学校

⑥時間 午前十時～午後三時

⑦対象 各地区保育園児とその親

⑧日程及び内容

・受付 九時三十分～十時

・開会のつどい 十時～十時三十分

・実技指導(親子体操、リズム運動、ゲーム)

・昼食 十時三十分～十二時

・おはなし「体力づくりについて」 十二時～一時

・おはなし「家庭における栄養について」 一時～二時

・開会のつどい 二時～二時四十分

・閉会のつどい 二時四十分～三時

⑨指導講師

秋田大学講師 茂泉 陽子

五城目町体育指導委員 小玉 紀子

八郎湯町体育指導委員 松田 チェ

五城目町公民館栄養改善係 坂谷 晃

公民館職員

◎資料 体力づくりテキスト

⑩その他

⑪当日は運動のできる服装でおいで下さい。

特にズックは忘れずにご用意下さい。

⑫おかあさんが参加できない場合はおとさんでもけっこうです。

▽五連青△

青年議会

五城目町連合青年会では今年も青年議員による模擬議会を行う。これは青年の声を町づくりのために是非反映させてほしいとして開かれるもので、例年活発な議論がかわされる。詳しい内容は未だ決ってはおらないが二月十五日頃五城目町役場で開催される予定である。

土足のままでござ!!

役場で土足のまま気軽に用事ができるよと、かねてから検討中であつたが、この程事務室は勿論町長室・二階会議室などもオールリノウムを敷いた。これでスリッパ不足や、他人の履物の無断借用等防止できるようになった。

暮しの案内

昭和四十七年度

五城目保育園入園児募集

一、募集人員

四才児一五〇名
昭和四十二年四月二日から
昭和四十三年四月一日まで生
れたもの。

二、募集区域

- ①五城目地区
- ②富津内地区(富田、上山内、下山内)
- ③面潟地区
- ④大川地区

三、願書(申請書)受付期間

昭和四十七年二月一日から二月

十日まで住民課へ提出
入園申請書は住民課で交付しま
すから該当事項に記入のうえ提
出して下さい。

身体検査と面接
二月十二日(火)午後一時(時)
受付十二時三十分～一時三十分
公民館で行ないます。

保育児募集

二月一日～二月十日

①別記保育料徴収基準法による
諸経費として入園に当り、園
制定の上衣、帽子、遊び着代
(約二、〇〇〇円) 保育用品

昭和四十七年度保育児を次の内
容で募集します。希望者は期日ま
でに願書を提出して下さい。
一、入所資格
昭和四十一年四月二日から

(1) 保育園徴収金基準額表

階層区分	各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分	徴収金基準額 (保育料)額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円
B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	0円
C1	前年度分の市町村民税のうち均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯)	1,550円
C2	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	1,950円
C3	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上である世帯	2,200円
D1	前年分の所得課税課税額が3,000円未満である世帯	2,800円
D2	前年分の所得課税課税額が3,000円以上30,000円未満である世帯	4,500円
D3	前年分の所得課税課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	保育単価(ただしその額が5,700円を5,310円とする)
D4	前年分の所得課税課税額が60,000円以上90,000円未満である世帯	5,310円
D5	前年分の所得課税課税額が90,000円以上である世帯	5,310円

(2) 固定資産税額による階層認定の附加基準

(1)によるその在籍措置児童の属する世帯の階層の認定にあたってその世帯が次の附加基準表の左欄に掲げる基準に該当する場合においては、(1)の徴収金基準額表の定めにかかわらずそれぞれ右欄の右欄に掲げる階層として認定するものとすること。

固定資産税額による附加基準表

徴収金基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	認定する階層
C1 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯	C2 階層
C2 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が6,000円以上である世帯	C3 階層
C3 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が8,000円以上である世帯	D1 階層
D1 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が10,000円以上である世帯	D2 階層

昭和四十二年四月一日までに生れたもの。

●二年保育
昭和四十二年四月二日から昭和四十三年四月一日までに生れたもの。

五城目町に住所を有する者
二、願書用紙交付すること
馬場町、杉沢、富津内の各保育所、又は役場住民課で交付します。

三、願書の受付

二月一日(金)から
二月十日(月)まで
提出先
入所を希望する保育所又は住民課を希望する保育所又は住民課

四、身体検査

二月下旬各保育所で実施します。

二十才の芽

はたち

やれるだけの事をしてお金を取って見たい、そんな欲望をおさえる事が出来ないで動いてしまつた私、これでよかった今ではそう思っています。

人生の三分の一にも満たない二十才の私を植物に例えるならば大きな木にしっかりとしがみついている芽、まだまだ寒くて震を聞く事の出来ない芽、それが今の私自身ではないかと考えている、そんな感じの私。二十才という常識、責任感を持ち、

芽。夢、希望をいっぱい包んだ固くて小さな芽。花を咲かしたところで、雨、風に打たれて、すく散つてしまふかもしれない芽。いたつたら

芽主に折られてしまふかも知れない芽。この芽と同じく自分もこれからの人生に夢がある

同時に、植物が芽を出し、花を咲かす散つて行く。

こんなマンネリズム的な物の過程を、人間の人生路にたとえる事が出来るならば、今の私が青い芽。そんな言葉にあてはまる世代にいる様な気がします。

今の職場(看護婦)には深い考えを抱いて門をくぐった私ではありませんでしたが、学校を卒業し勤めて二年。決して無駄な所で生活してきたとは思っていません。

勤めるか、習い物をするか、迷つた私ではあったが、自分で



町村 石井みさ子

人間の心が、いつも動揺しているものだとすれば、そのさなかに今の自分がいるからこんな複雑な例え事を自分の心に埋めつくしたいと思つたのかも知れませんが、職場が自分をとって肥料、友達が水、家庭が温度、そしてこの私がいま芽を吸収する事の出来る青い人間像でいたいその様に思っています。

夢、勤めるか、習い物をするか、迷つた私ではあったが、自分で